

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第72号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（がけ付近の建築物）</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2）略</p>	<p>（がけ付近の建築物）</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特定行政庁（法第2条第33号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2）略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。